

安中市告示第 103 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、県営松義西部土地改良事業の施行に伴い、本市区域内の字の区域を別紙のとおり変更することとした。

なお、この字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する換地処分公告があった日の翌日から生ずる。

令和2年9月18日

安中市長 茂木 英子



変 更 調 書

安中市

大 字	字	地 番
妙義町大牛	上原	378の2、379の2、380の2
妙義町岳	上原	330の3、331の2、332の2
	中原	356の2、357の2の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である公有地の全部を含む。）を松井田町行田字越泉に変更する。

安中市

大 字	字	地 番
妙義町大牛	中原	229の2、230の2
妙義町岳	中原	357の2の一部、364の3、364の4、366の2、367の2、368の3、372の2、373の2、374の2
松井田町行田	大道南横道東	409の1、409の2、409の4、409の9、410の2から410の4まで、411の1から411の3まで、412の1、412の3の一部、412の4の一部、414の一部、415、416の一部、417の1から417の3までの各一部、426の1の一部、426の2の一部、426の3から426の5まで、427の1から427の3まで、428の1、428の2、429の1の一部、429の2の一部、429の3、429の4
	大道北横道西	286の2の一部、291の2の一部、293の2、295の4、295の5、300の3、301の3、302の3の一部、338の3、339の2、340の一部、346の3の一部、346の4の一部、346の6の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である公有地の全部を含む。）を松井田町行田字大道南横道西に変更する。

安中市

大 字	字	地 番
松井田町行田	大道北横道西	346の3の一部、346の6の一部
	大道北横道東	557の1から557の3までの各一部、558の1の一部、563の2、564の2の一部、564の3

上記区域（妙義町北山字北山1、2に隣接する道路である公有地の全部を含む。）を松井田町行田字大道南横道東に変更する。

変 更 調 書

安中市

大 字	字	地 番
松井田町行田	大道南横道東	409の3の一部、417の2の一部、439の一部、440の1の一部、441の1、441の2の一部、441の3から441の6まで、442の1の一部、442の2の一部、443の1、443の2、444の2の一部、444の3、445の1、445の2、446の1、446の2、447、448、449の1、449の2、450、451の1、451の2、452の1から452の4まで、453の1、453の2、453の4から453の10まで、454の1から454の5まで、455の1から455の4まで、456、457、458の1から458の4まで
	二本杉原東	499の1から499の3までの各一部、500の1から500の7まで、501の1、501の3、502の1から502の3までの各一部
	大道北横道東	557の2の一部
松井田町二軒在家	二本杉	1130の1の一部、1130の2、1131の1の一部

上記区域を松井田町行田字市子塚に変更する。

安中市

大 字	字	地 番
松井田町行田	市子塚	460の2の一部、470の一部、471の一部、495の1の一部、495の3の一部、496の一部
松井田町二軒在家	二本杉	1134の5から1134の7までの各一部

上記区域を松井田町行田字二本杉原東に変更する。

安中市

大字	字	地 番
松井田町行田	大道北横道東	564の1の一部、564の2の一部

上記区域を松井田町行田字大道北横道西に変更する。

変 更 調 書

安中市

大 字	字	地 番
松井田町行田	大道南横道東	444の1
	市子塚	486の1の一部、487の1の一部
松井田町八城	二本杉西	816の2
松井田町二軒在家	二本杉	1124の2、1124の3、1125、1127、1127の2、1128の1、1128の2、1129、1130の1の一部、1131の2の一部

上記区域を松井田町行田字大道北横道東に変更する。

安中市

大 字	字	地 番
松井田町行田	市子塚	485の2の一部、494の一部
松井田町二軒在家	二本杉	1129の一部、1130の1の一部、1131の1の一部、1131の2の一部、1131の3

上記区域を松井田町八城字二本杉西に変更する。

安中市

大 字	字	地 番
松井田町行田	市子塚	460の2の一部、485の2の一部、494の一部、495の1の一部、495の2、495の3の一部、495の4の一部、495の5、496の一部
	二本杉原東	508の乙の一部、509の2の一部
松井田町八城	二本杉西	803の1の一部、803の2の一部、803の4

上記区域を松井田町二軒在家字二本杉に変更する。

変 更 理 由 書

県営松義西部土地改良事業の施行に伴い、地区内の土地の区画、形状を改めた結果、字区域の境界を変更する必要性が生じたため。

事 業 の 概 要

1	事 業 名	県営松義西部土地改良事業
2	事業主体	群馬県
3	事業年度	平成24年度～令和2年度
4	事業面積	52.8 ha